

『県庁・市役所駆け込み講座 刑法 土橋講師 講義レジュメ』(KL18516) 訂正について

『県庁・市役所駆け込み講座 刑法 土橋講師 講義レジュメ』(KL18516) において、訂正箇所がございます。

受講生の皆様には、ご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

お詫びとともに、以下の通り訂正させていただきます。

| ページ | 訂正箇所 | 訂正内容 |
|----------|---|--|
| p. 52～53 | 【チェックテスト1】において、本来8番目にあるべき問題が、18番目の問題として記載されておりました。18番目の問題を8番目に挿入するとともに、以降、問題番号を1つずつずらします。 | 誤 18 友人が忘れていった時計を保管していたが、その後それを処分した。この場合、窃盗罪が成立する。 |
| | | 正 8 友人が忘れていった時計を保管していたが、その後それを処分した。この場合、窃盗罪が成立する。 |
| p. 54 | 【チェックテスト1】 第15問の解説文 | 誤 15 × 宿泊客が旅館のトイレに置き忘れた財布は、その旅館を管理する旅館主の占有に移る（最判昭 1.1.19）。……窃盗罪が成立する。 |
| | | 正 15 ○ 宿泊客が旅館のトイレに置き忘れた財布は、その旅館を管理する旅館主の占有に移る（大判大 8.4.4）。……窃盗罪が成立する。 |
| p. 54 | 【チェックテスト2】 第5問の問題文 | 誤 5 詐欺罪における「人を欺いて」とは、行為によることを要するから、自己の財物に担保物権が設定されていることを黙秘してこれを担保に供しても、詐欺罪は成立しない。（市 1999） |
| | | 正 5 詐欺罪における「人を欺いて」とは、行為によることを要するから、黙秘のような不作為では詐欺罪は成立しない。 |



| ページ | 訂正箇所 | 訂正内容 |
|-------|------------------------|--|
| p. 56 | 【チェックテスト2】 第5問の解説文 | 誤 5 × 【通説】 甲はつり銭が多いことに気づいた場合、信義則上これを告げる義務がある ⇒ これを怠ってつり銭を受領したことは、相手方の錯誤を利用した不作為による詐欺行為が成立 |
| | | 正 5 × 詐欺罪における「人を欺いて」には、黙秘のような不作為も含まれる。 |
| p. 55 | 【チェックテスト2】 第10問の問題文 | 誤 10 1000円札で500円の買い物をしたのに、店員が誤って4,500円の釣り銭を出したので、これさいわいとばかり受け取った。 |
| | | 正 10 1000円札で500円の買い物をしたのに、店員が誤って4,500円の釣り銭を出したので、これさいわいとばかり受け取って財布に入れた。この場合、詐欺罪は成立しない。 |
| p. 56 | 【チェックテスト2】 第10問の解説文 | 誤 10 × いわゆる釣り銭詐欺の事例である。判例の内容は、小問5の解説を参照のこと。 |
| | | 正 10 × 【通説】 客はつり銭が多いことに気づいた場合、信義則上これを告げる義務がある ⇒ これを怠ってつり銭を受領したことは、相手方の錯誤を利用した不作為による詐欺行為が成立 |

※ 上記訂正を加えた後の「52～56 ページ（訂正版）」を次ページ以降に掲載いたします。

お手数ですが、学習の際は、「52～56 ページ（訂正版）」をご使用ください。

頒布・複写を禁じます

「賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした」

⇒ 公務員が申込みを拒否しても贈賄罪は成立 裁事 2005

【チェックテスト1】

- 1 甲と乙は恐喝の共謀をしたところ、乙が共謀の範囲を超えて強盗をしてしまった。この場合、甲には強盗罪が成立するとするのが判例である。
- 2 甲は心中する意思がないのに乙に「心中しよう」と言ったところ、乙は甲の追死を誤信して自殺した。この場合、自殺教唆罪が成立するとするのが判例である。
- 3 強要罪における暴行は、人に義務のないことを行わせ、または権利の行使を妨害することであるから、人に対して加えられることを要するが、必ずしも人の身体に対するものであることを要しない。(市 1997)
- 4 暴行罪における暴行は、不法な有形力が人の身体に対して加えられることであり、少なくとも人の身体に直接触れるものであることを要する。(市 1997)
- 5 事後強盗罪における暴行は、窃盗犯人が財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、または罪跡を隠滅するために行うものであるから、強盗罪における暴行と異なり、相手方の反抗を抑圧しうるものであることを要する。(市 1997)
- 6 公務執行妨害罪における暴行は、公務員の職の執行を妨害しうる程度のものであることを要するから、公務員の身体に対して直接加えられることを要する。(市 1997 改題)
- 7 強盗の目的で顧客を装って店内に入っても、店員がこれを顧客として信じて立ち入らせたときは、住居侵入罪は成立しない。
- 8 友人が忘れていった時計を保管していたが、その後それを処分した。この場合、窃盗罪が成立する。
- 9 ホテルのフロントの者が多数の客の前で「あなたのようにみずばらしい人はおとめできません」と言った。この場合、名誉毀損罪が成立する。
- 10 ある評論家が聴衆の前で「埼玉県の人はケチだ」と言った。この場合、名誉毀損罪が成立する。
- 11 ある評論家がかねて評判の悪かったA政治家の悪口を公衆の面前で公然と言った。この場合、名誉毀損罪が成立する。
- 12 銀行の融資係が自分が担当した会社の経営状態が悪くつぶれると多くの人に触れまわった。この場合、名誉毀損罪が成立する。
- 13 死亡した人の葬儀の席上、多くの人の前で、そのような事実はなかったことを知っていながら「この人(死者)は生前会社の金を流用していた」と言った。この場合、名誉毀損罪が成立する。
- 14 窃盗の意思をもって他人の住居に侵入した。この場合、窃盗罪が成立する。
- 15 宿泊客甲は、旅館内の便所で宿泊客乙が落とした 10 万円入りの財布を拾得したが、その金を使ってしまった。この場合、甲には窃盗罪が成立するとするのが判例である。

- 16 Cは偶然AがBを殺害する現場に通りにかかった。Aが立ち去った後、CがBの財物をとった。
この場合、Cには窃盗罪が成立する。
- 17 人の住居に侵入し、財物を盗んだ後、家人に気付かれたので、つきとばして逃げた。この場合、
窃盗罪が成立する。
- 18 甲・乙共有の車を、甲が勝手に処分した。この場合、甲には窃盗罪が成立する。

【解答と解説】

- 1 × 38条2項により、恐喝の限度で罪責を負うにとどまる。
- 2 × 【判例】(最判昭33.11.21)
心中による自殺が錯誤に基づく場合
⇒ 自殺の決意には、本当のことを知っていたら同意しなかった、つまり、真意に添わない重大な瑕疵があり、同意は無効
⇒ 甲に殺人罪が成立
- 3 ○ 強要罪(§223)は、暴行・脅迫により義務のない行為を強制し、または、権利行使を妨害するなどの行為を禁止するもので、個人の意思決定の自由および行動の自由を保護法益とする。
したがって、その手段たる暴行は、人に“向けられた”有形力の行使を言い、物に対して加えられた有形力の行使でも、それが義務のない行為を強制し、または権利行使を思いとどまらせるものであれば足りる。
- 4 × 暴行罪(§208)における暴行は、人の身体に対して加えられる有形力の行使を言い、有形力が必ずしも人に命中する必要はない。
- 5 × 事後強盗罪(§238)における暴行は、強盗罪における暴行と同様に、人の反抗を抑圧する程度の強度の暴行をいう。
- 6 × 公務執行妨害罪(§95I)における暴行は、人に“向けられた”有形力の行使を言い、物に対して加えられた有形力の行使でも、それが身体に物理的に影響を与えるものであれば足りる。
- 7 × 【判例】(最判昭23.5.20)
住居権者の承諾 ⇒ 強盗殺人の目的を以て住居に入ることの承諾を与えたとは言えない
↓
住居侵入罪成立
- 8 × 置き忘れ物は、一般的には、所有者の占有を離れた物とみられるから、これを領得する行為は、占有離脱物横領罪を構成する。
- 9 × 名誉毀損罪の成立のためには、具体的事実の摘示が必要であり、この程度の抽象的な表現では、まだ事実の摘示があったとはいえ名誉毀損罪は成立しない。
- 10 × 名誉毀損罪の成立のためには、具体的事実の摘示が必要であり、具体的には特定人の名誉を毀損するものでなければならない。単に、漠然とした集団の名義を摘示するのみでは、名誉毀損罪とはならない。

頒布・複写を禁じます

- 11 × 他人の悪口という程度の抽象的な人格評価の表示は、具体的事実の摘示とはいえないので、この場合、名誉毀損罪は成立しない。
- 12 × 人の経済的能力（支払能力）に関する社会的評価は、信用毀損罪（§ 233）の保護法益であって、名誉毀損罪の保護法益とはならないとされている。したがって、この場合、名誉毀損罪は成立しない。
- 13 ○ 死者であっても、虚偽の事実であることを知りながら、その事実を公然と摘示したのであるから、死者に対する名誉毀損罪（§ 230Ⅱ）が成立する。
- 14 × 住居侵入窃盗において、窃盗の実行の着手があったといえるためには、少なくとも物色行為が開始されたことが必要であるとするのが判例・通説である。住居に侵入したのみでは、窃盗の着手があったとは認められない。
- 15 ○ 宿泊客が旅館のトイレに置き忘れた財布は、その旅館を管理する旅館主の占有に移る（大判大8.4.4）。したがって、甲は、他人の占有する他人の物を領得したことになるので、窃盗罪が成立する。
- 16 × Bは死亡したのであるから、すでに所持品についての占有を失っている。殺害者本人のAが殺害後に窃盗の意思を生じて死者の所持品を奪い取った場合は、判例は、被害者Bから財物に占有を離脱させた自己の行為（殺害行為）を利用して財物を奪取した一連の行為を全体的に考察した場合、所持（占有）を奪ったとみて窃盗罪の構成を認めるとする。しかし、第三者であるCが財物を奪い取っても、占有離脱物横領罪が成立するだけである。
- 17 × 窃盗犯人が、逮捕を免れるために暴行を加えれば、事後強盗罪（§ 237）が成立する。窃盗罪にはとどまらないので誤り。
- 18 ○ 共有者が共有物を他の共有者の同意なしに処分すれば、他人の占有する他人の財物を窃取（共有者の共有持分を侵害）したことになり、窃盗罪にあたる。

【チェックテスト2】

- 1 国や地方公共団体は詐欺罪にいう「人」に当たらないから、国や地方公共団体を欺いて財物を交付させても、詐欺罪は成立しない。（市 1999）
- 2 欺かれて「財物を交付」する被害者の行為が不法原因給付に当たり、同人にはその返還請求が認められない場合には、詐欺罪は成立しない。（市 1999）
- 3 詐欺罪における「財物を交付させた」は、被害者が自ら財産的処分行為をすることが必要であるから、人を欺いて注意をそらせたすきに同人の財物を取っても、詐欺罪は成立しない。（市 1999）
- 4 詐欺罪の客体は他人の財物であるから、質権者を欺いて質入れした自己の財物を取り戻しても、詐欺罪は成立しない。（市 1999）
- 5 詐欺罪における「人を欺いて」とは、行為によることを要するから、黙秘のような不作為では詐欺罪は成立しない。
- 6 自動販売機に偽貨を投入し、品物を取得した。この場合、詐欺罪が成立する。
- 7 飲食店に入り、途中、金が足りないことに気が付き、トイレに行くふりをして裏口から逃げた。この場合、詐欺罪が成立する。

- 8 裁判所を欺罔して勝訴の判決を得、敗訴者から財物を交付させた。この場合、詐欺罪が成立する。
- 9 無銭飲食の目的で食堂に入り食物を注文し、これを飲食した。この場合、詐欺罪が成立する。
- 10 1000 円札で 500 円の買い物をしたのに、店員が誤って 4,500 円の釣り銭を出したので、これさ
いわいとばかり受け取って財布に入れた。この場合、詐欺罪は成立しない。
- 11 製茶の買付資金として寄託された金銭を、自己の生活費や遊興費として費消しても、金銭は占有
とともに所有権が移るため、これをほしいままに費消する行為は横領罪を構成しない。(地上 2006)
- 12 不動産の所有権を売買によって買い主に移転した者が、未だ登記名義が自己にあることを奇貨と
して、ほしいままにこれを第三者に売却して登記名義を移したとしても、民法上二重譲渡が認め
られている以上、売主に横領罪は成立しない。(地上 2006)
- 13 封印した封筒を委託された者がその中身を領得した場合、この行為は自己の占有する他人の物の
領得であるから、横領罪が成立する。(地上 2006)
- 14 町の森林組合の組合長が、法令で造林資金以外に流用の禁止されている金員を、その目的に反し
て、役員会決議も無視したまま、組合名義で町に貸し付けた場合、組合長に横領罪が成立する。
(地上 2006)
- 15 窃盗犯人から預かった盗品を勝手に費消しても、盗品は不法原因給付物であって、窃盗犯に返還
請求権が認められないので、これをほしいままに費消する行為は横領罪を構成しない。(地上 2006)
- 16 商店の売り子 A が自分の売場にある商品を不当領得した場合、A には横領罪が成立する。
- 17 貨物列車の車掌 A が積載貨物を不法に抜き取った場合、A には横領罪が成立する。
- 18 宿泊客 A が旅館が提供した浴衣を着用したまま立ち去った場合、A には横領罪が成立する。
- 19 施錠されているスーツケースを受託している A が錠を壊して内容物を取り出し領得した場合、A
には横領罪が成立する。
- 20 銀行の窓口職員 A が客からの預り金を不法に領得した場合、A には横領罪が成立する。

【解答と解説】

- 1 × 【判例】(最判昭 23.6.9)
国・地方公共団体の財産的利益を侵害するものあれば、詐欺罪が成立する。
- 2 × 【判例・通説】(最判昭 25.7.4)
詐欺罪の成立には、相手方の財産的処分行為の動機が何であるかは要求されていない。
→ 欺罔されなければ交付しないであろう財物を欺罔された結果交付したという意味にお
いて財物を喪失している
↓
詐欺罪が成立する。
- 3 ○ 処分行為：詐欺と窃盗の限界を画する概念
→ 交付があれば詐欺、交付がなければ窃盗

頒布・複写を禁じます

【判例】（大判大5.5.9）

人をだまして注意をそらせたときに、その人の財物をこっそり取った場合

⇒ だまされた人が処分行為をしていないので、詐欺罪ではなく**窃盗罪が成立**

- 4 × 詐欺罪は、人を欺いて財物を交付させた場合、あるいは、前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた場合を処罰するものである。ここでいう財物とは、他人の財物に限られず、他人の所有物上に設定された質権も財産権であって、本罪の保護法益に含まれる。
- 5 × 詐欺罪における「人を欺いて」には、黙秘のような不作為も含まれる。
- 6 × 詐欺罪における欺罔行為は、人を錯誤に陥れる行為でなければならない。自動販売機は錯誤に陥ることは観念し得ないので、詐欺罪ではなく、窃盗罪が成立する。
- 7 × 詐欺罪の成立のためには、欺罔行為・相手方の錯誤・これに基づく処分行為とが因果の経過をたどる必要がある。この場合、欺罔行為もなく、相手方の処分行為もないので詐欺罪とならず、**利益窃盗として不可罰**となるだけである。
- 8 ○ いわゆる訴訟詐欺として、詐欺罪に該当する。詐欺罪においては、現実には損害を受ける者が必ずしも被欺罔者である必要はない。
- 9 × 【通説】
支払能力を黙秘して積極的に飲食物を注文している
⇒ 作為による欺罔行為といえる ⇒ **1項詐欺罪が成立**する
- 10 × 【通説】
客はつり銭が多いことに気づいた場合、信義則上これを告げる義務がある
⇒ これを怠ってつり銭を受領したことは、相手方の錯誤を利用した不作為による詐欺行為が成立
- 11 × 【判例】（最判昭26・5・25）
製茶の買付資金のように用途を限定して寄託された金銭は、受託者はその用途以外には使用できないので、§252にいう「他人の物」に当たり、本件のように委託の本旨とは異なった処分をしたときは、横領罪が成立する。
- 12 × 【判例】（最判昭30・12・26）
① 登記済不動産については、登記名義人が占有者である
② 売買契約において売主甲は買主Aに対し登記移転に協力すべき義務があり、買主Aが登記を得るまでその名義を買主のために保存する義務がある ⇒ 委託信頼関係あり
③ 売買契約の成立とともに所有権は買主Aに移転する ⇒ 「他人の物」といえる
↓
横領罪が成立する
- 13 × 【判例】封緘した封筒を委託された者がその中身を取り出して領得する行為は、窃盗罪にあたる。
- 14 ○ 【判例】組合長が流用の禁止されている金員を、目的に反して役員決議も無視したまま、組合名義で町に貸し付けた場合、自分の権限を超えて、他人の財物を無断で処分する行為に他ならず、横領罪が成立する（最判昭34・2・13）